

「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書

山の湧水から生まれ海へと流れ込んでいく川は、豊かな自然環境やさまざまな生態系をつくり出しており、国民は日々の生活の中で大きな恩恵を享受している。栃木市においても、巴波川をはじめ、思川、永野川、さらにはラムサール条約登録湿地である渡良瀬遊水地などにより、自然・歴史・文化などの様々な分野において川の恵みを享受してきた。

また、川には希少価値のある命が数多く存在している。そのような自然環境を守り、育み、未来へ引き継ぐためにも、川の恵みの大切さ、命の尊さについて未来を担う子供たちへ伝えていかななくてはならない。

一方で、穏やかに流れる川も時に猛威を振るい、我々国民の生活に多大な影響を及ぼすことから、自然災害への対策に万全を期さなければならない。大切な川の保護、治水、利水そして防災対策を効果的に行うためにも、川のあり方について常に学ぶためのきっかけが必要である。

このようなことから、川の恩恵を享受していることに感謝する日、そして国民一人一人が川の大切さを考え直すきっかけの日、川への感謝を具体的に示す日となるよう、「川の日」を国民の祝日に制定することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月29日

栃木県栃木市議会

内閣総理大臣

国土交通大臣

環境大臣

衆・参両院議長

様